

令和7年分
白色申告者の

決算の手引き (農業所得用)

スマホで収支内訳書が作れます!!

- ✓ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から
- ✓ **スマホ**で申告書・収支内訳書を作成して
- ✓ **マイナンバーカード**を使ってe-Taxで提出できます
- ✓ さらに、自動計算だから計算誤りがありません

※パソコンでも申告書や収支内訳書の作成・送信ができます。
※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。



作成コーナー



デジタル庁
公式note

「自宅からの e-Tax」5つのメリット！



※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



受信通知から
いつでも内容確認



※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能



自宅から
申告可能



※メンテナンス時間を除きます

消費税の申告・納付もお忘れなく

- 基準期間（令和5年分）の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、消費税の課税事業者となり、令和7年分の消費税の申告・納付が必要です。
- 令和7年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和9年分の消費税の課税事業者に該当します。

※1 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その年の前年の1月1日から6月30日までの期間）における課税売上高が1,000万円を超えた個人事業主の方は、その年は消費税の課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

2 適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）の登録を受けている場合は、基準期間における課税売上高にかかわらず、課税事業者となります。

動画で分かりやすい！

YouTubeの国税庁動画チャンネルに決算のしかたについての説明動画を掲載していますので、是非ご覧ください。

国税庁動画
チャンネルは
こちら→



- この冊子は、令和7年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

この社会あなたの税がいきている

税務署

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

内容は青色も白色も同様です。
青色申告者の方は文中の「白色」「収支内訳書」
をそれぞれ「青色」「青色申告決算書」と読み替
えてご理解ください。

記帳から申告までの流れ

記帳

決算

申告書の作成

「帳簿の記帳のしかた
(農業所得者用)」を
ご覧ください。

この手引きで、農業所得の方を中心
に、「収支内訳書」を作成する
ための決算のしかたを説明します。

「所得税及び復興特別所得税
の確定申告の手引き」をご覧
ください。

税務署に申告書を提出する際は、毎回、
申告書へのマイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付
が必要です。

決算の順序

目 次

ページ

①棚卸表の作成

- | | |
|----------------------|---|
| 1 農産物の棚卸し | 1 |
| 2 未収穫農産物の棚卸し | 1 |
| 3 家畜及び家きん類の販売用動物の棚卸し | 2 |
| 4 肥料、農薬などの棚卸し | 2 |

②帳簿の内容の確認と 合計額(累計)の計算

- | | |
|-------|---|
| | 2 |
|-------|---|

③決算のための帳簿の 整理

- | | |
|---------------------|---|
| 5 収入金額 | 2 |
| 6 未収入金など | 3 |
| 7 前受金など | 3 |
| 8 家事消費など | 4 |
| 9 未払経費、前払経費 | 5 |
| 10 家事関連費の区分 | 5 |
| 11 資産を取得するための借入金の利子 | 6 |
| 12 果樹、牛馬等の育成費用の区分 | 6 |

④減価償却費の計算	7
13 減価償却の対象にならない資産	7
14 少額な減価償却資産	7
15 一括償却資産	7
16 修繕費と資本的支出の区分	7
17 減価償却費の計算方法	7
18 減価償却費の計算の特例	10
⑤事業用固定資産の損失の計算	10
⑥収支内訳書の作成	11
⑦消費税等の経理処理	11
19 収入金額及び必要経費の処理	11
20 消費税等の納付税額及び還付税額の処理	11
⑧不動産所得に係る損益通算の特例等	12
⑨帳簿・書類の保存	13
◎ 主な減価償却資産の耐用年数表	14
◎ 減価償却資産の償却率等表	19
◎ 減価償却資産の残存割合表	20
◎ 生物の成熟の年齢（樹齢）表	20
◎ 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式について	21
◎ 帳簿の記帳・保存義務があります！	25
◎ 青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険について	27

① 棚卸表の作成

農産物、未収穫農産物、販売用動物、肥料、農薬などは、年末（12月31日）現在で実地に棚卸しを行い、棚卸表を作成します。

棚 卸 表

（令和〇年12月31日現在）

種類	数量	単価	金額	備考
農産物	玄米	600 Kg	60Kg当たり 14,500	145,000
	種もみ	60	12,000	12,000
未収穫農産物				
	幼麦	50 a	10a当たり 12,000	60,000
販売用動物				
	肉用子豚	5 頭	22,400	112,000
肥料 飼料				
	配合肥料	26 袋	2,000	52,000
農薬 諸材料				
	紙袋	200 枚	50	10,000

（注） 1 農産物の棚卸高は、収支内訳書の「農産物の棚卸高」の「期末」欄に記載します。

2 1以外の棚卸高は、収支内訳書の「農産物以外の棚卸高」の「期末」欄に記載します。

1 農産物の棚卸し

収穫した農産物の棚卸価額は、農産物の収穫時の価額によって計算します。この農産物の収穫時の価額とは、収穫した時の生産者販売価格（庭先裸価格）によることになっています。

なお、専ら家事消費などに充てるための作物、野菜類、ぶどう、桃、梨など収穫時から販売消費されるまでの期間が比較的短い果実については、棚卸しを省略しても差し支えありません。また、甘しょ、馬れいしょなどの芋類やみかん、りんご、くりなどの果実についても、その数量がわずかなものは棚卸しを省略できることになっています。

2 未収穫農産物の棚卸し

まだ収穫しない麦、野菜などの立毛及び果実などの未収穫農産物の棚卸価額は、原則として、その作物の栽培に投下した種苗費、諸材料費、労務費などの合計額によることとされていますが、種苗費、肥料費及び農薬費に限定して計算しても差し支えないこととされています。

なお、毎年同程度の規模で作付等をする未収穫農産物については、棚卸しを省略しても差し支えないことになっています。

3 家畜及び家きん類の販売用動物の棚卸し

購入又は自家生産した豚、牛、馬、めん羊などの家畜及び家きん類で販売の目的で飼育しているものの棚卸価額は、購入費や種付料に年末までの飼料費、農薬費などの育成費用を加算したものによることになっています。

なお、採卵用の鶏については、①ひな及び成鶏を「棚卸資産」として、ひなの取得価額とひながら成鶏に至るまでの育成費などを加算する方法と、②ひなについては「棚卸資産」、成鶏については「減価償却資産」とする方法のいずれの方法でも良いことになっており、また、毎年継続して適用する場合には、ひななどの購入費用あるいは育成費用などは、その購入、育成などをした年分の必要経費に算入することができます。

4 肥料、農薬などの棚卸し

肥料、飼料、農薬、種苗、諸材料などの棚卸価額は、原則としてその年の12月31日に最も近い日に購入した種類、品質など別の価格によって評価します。

なお、この評価方法（最終仕入原価法）以外の評価方法（個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法など）によるときは、評価の方法についてあらかじめ納税地の所轄税務署に届出しなければなりません。

また、毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す場合には、棚卸しを省略しても差し支えありません。

② 帳簿の内容の確認と合計額（累計）の計算

まず、帳簿に記載されている事項と納品書や請求書、領収書などの原始記録とを照合して、記載に誤りがないかどうかを確かめ、誤りがあるときは訂正します。

次に、各科目ごとに、その年の1月から12月までの年間の合計額（累計）を計算して記載します。

③ 決算のための帳簿の整理

既に記帳されている収入や経費の中には、例えば、前受金（7参照）や前払経費（9参照）のようにその年分の収入金額や必要経費にならないものがあります。また、まだ記録されていないものであっても、例えば、未収入金（6参照）や未払経費（9参照）のようにその年分の収入金額や必要経費になるものがあります。

そこで、このようなものがあるかどうかを調べて、帳簿を正しく整理する必要があります。

5 収入金額

農業所得の収入金額は、米、麦、野菜、花、果実、種苗などの農産物の収穫又は販売、繭、肉畜、牛乳、卵などの販売（家事用、事業用に消費したり贈与したものも含みます。）によるものほか、次のようなものも農業所得の収入金額に含まれます。そこで、このようなものが記帳されているかどうかを調べて、まだ、記帳されていないものは、その年分の帳簿の「収入」欄に追加記載します。

- ① わら、もみ、牛鶴糞などの副産物の販売収入
- ② 農産物に係る各種共済金、その他の補償金収入
- ③ 販売の目的で飼育している家畜、家きんに対する補償金、損害賠償金
- ④ 農業の全部又は一部の休止に伴い受ける補償金、損害賠償金
- ⑤ 農地等の収用、買収等に伴い受ける立毛補償金

- ⑥ 市町村から交付を受ける経営開始型の農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）
- ⑦ 農作業を請負った場合の受託作業料
- ⑧ 農事組合法人から支払いを受ける従事分量配当（事業従事高による配当）
- ⑨ 農業協同組合などから支払いを受ける事業分量配当（利用高による配当）
- ⑩ 少額な減価償却資産（14 参照）に該当する減価償却資産（取得価額が10万円未満のものでの業務の性質上基本的に重要なものを除きます。）の売却代金
- ⑪ 一括償却資産の必要経費算入の特例（15 参照）の適用を受けた減価償却資産（その業務の性質上基本的に重要なものを除きます。）の売却代金

(注) 1 消費税等の還付税額が生じた場合、その還付税額は収入金額になります（税込経理方式の場合）（20(1)参照）。

2 農機具や車両などで減価償却をする資産の売却代金は、譲渡所得の収入金額となり、農業所得の収入金額にはなりません。

3 例えば、同じ米でも食用米の販売と飼料用米の販売では消費税率が異なります。記帳に当たっては、適正に区分経理を行い、計算します。なお、消費税の適用税率や区分経理については、21ページ以降の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式について」を参照してください。

6 未収入金など

農産物などを販売し、それをその年中に引き渡したときには、その収入はその年分の収入金額となりますので、年末においてまだ実際に代金を受け取っていない場合でも、全てその年分の収入金額として計算します。

したがって、掛け売りなどをした農産物などの販売金額を入金した際に記帳することとしている場合には、年末にまだ入金していない掛け売りなどの残高を調べ、これを帳簿の「収入」欄に追加記載（収入金額に加算）することになります。

また、掛け売りなどの販売代金を入金の際に記帳している場合で、受け取った代金の中に前年末に「売掛残」などとして収入金額に加算した金額が含まれている場合には、その金額はその年分の収入金額になりませんので、「収入」欄に記載されている金額から除くことになります。

○年 月日	摘要	収入		
		販売金額	雑収入等	
	12月計	870,000		
	累計	9,020,000	138,000	
12 31	売掛残 農協	360,000		
	〃 末広商店	210,000		
	年間計	9,590,000	138,000	
	うち8%対象（軽減）	9,590,000	0	
	うちインボイス発行事業者	-	-	
	うちインボイス発行事業者以外	-	-	
	うち10%対象	0	138,000	
	うちインボイス発行事業者	-	-	
	うちインボイス発行事業者以外	-	-	
	うち免税	0	0	
	うち非課税	0	0	
	うち不課税	0	0	

7 前受金など

農産物などを販売するに当たって受け取った前受金で、年末において、農産物などを現実に相手方に引き渡していない場合には、それを受け取った年分の収入金額にはならず、農産物などの引渡しをする年分の収入金額として計算します。

したがって、帳簿の「収入」欄に記載された金額の中に、前受金に相当する金額が含まれているときは、その金額は収入金額から除くことになります。

○年 月日	摘要	収入		費
		販売金額	雑収入等	
12 22	現金売上 熱海商店	460,000		
	12月計	870,000		
	累計	9,020,000	138,000	
12 31	12月22日現金売上分 前受金につき除外	△460,000		
	年間計	8,560,000	138,000	
	うち8%対象(軽減)	8,560,000	0	
	うち10%対象	0	138,000	
	うち免税	0	0	
	うち非課税	0	0	
	うち不課税	0	0	

8 家事消費など

農産物などの棚卸資産を家事や事業などのために消費したり、贈与したような場合には、その都度、帳簿の「収入」欄に記載するのが原則ですが、その都度記載することを省略して、年末において、消費等したものとの種類別に合計を見積もり、それぞれの合計数量、合計金額を一括記載することができることになっています。

なお、家事消費などの金額は、原則としてその消費などをした時の価額によりますが、その収穫年分の収穫時の価額の平均額又は販売価額（市場などに対する出荷価額をいいます。）の平均額によって計算しても差し支えありません。

また、野菜類、ぶどう、桃、梨などのいわゆる生鮮な農産物は、その合計金額のみを記載することとして差し支えありません。

○年 月日	摘要	収入		経費	費 その他の 経費
		販売金額	雑収入等		
	12月計	870,000		12,000	353,000
	累計	9,020,000	138,000	290,000	3,369,000
12 31	家事消費(見積計算別紙)	420,000			66,000
	事業用消費(見積計算別紙)	66,000			
	年間計	9,506,000	138,000	290,000	3,435,000
	うち8%対象(軽減)	9,506,000	0	0	0
	うちインボイス発行事業者	-	-	0	0
	うちインボイス発行事業者以外	-	-	0	0
	うち10%対象	0	138,000	0	3,335,000
	うちインボイス発行事業者	-	-	0	3,300,000
	うちインボイス発行事業者以外	-	-	0	35,000
	うち免税	0	0	0	0
	うち非課税	0	0	0	0
	うち不課税	0	0	290,000	100,000

9 未払経費、前払経費

経費は、発生の都度記載するのが原則であり、その年中に実際に支払った経費だけでなく、その年中に支払うべき経費で未払となっているもの（未払経費）もその年分の必要経費に算入されます。

また、その年中に支払った経費の中に、その年の翌年分以後の期間に対応する部分（前払経費）が含まれている場合には、その部分の金額はその年分の必要経費にならないため、除くことになります。

○年 月日	摘要	収	経			費 その他の 経費
			雇人費	利子割	引料	
	12月計		12,000	7,000		353,000
	累計		290,000	84,000		3,369,000
12 31	本年分固定資産税未納分					24,000
"	農具費未払分加算 八千代農具店					70,000
"	消費税等未払税金加算					220,000
	年間計		290,000	84,000		3,683,000
	うち8%対象（軽減）		0	0		0
	うちインボイス発行事業者		0	0		0
	うちインボイス発行事業者以外		0	0		0
	うち10%対象		0	0		3,339,000
	うちインボイス発行事業者		0	0		3,300,000
	うちインボイス発行事業者以外		0	0		39,000
	うち免税		0	0		0
	うち非課税		0	84,000		0
	うち不課税		290,000	0		344,000

10 家事関連費の区分

電話・電気・水道などの料金、固定資産税・組合費などの租税公課、損害保険料、ガソリン代などの家事関連費については、家事上の経費と事業上の経費とに区分し、家事用として使用している部分は必要経費から除かなければなりません。

したがって、家事用に消費した金額を使用面積、使用時間、使用回数などの適切な基準によってあん分計算をして必要経費から除きます。

(注) 温室や農業用建物を損害保険の対象とした長期の建物更生共済（火災保険）掛金のうち貯蓄部分の金額は必要経費になりません。

○年 月日	摘要	経費	
		雇人費	その他の経費
	12月計	12,000	353,000
	累計	290,000	3,369,000
12 31	固定資産税の住宅分除外 (100,000円×40%) 家事分		△40,000
"	水道料金の家事分除外 (60,000円×70%) 家事分		△42,000
"	電気料金の家事分除外 (140,000円×70%) 家事分		△98,000
"	燃料費の家事分除外 (330,000円×40%) 家事分		△132,000
	年間計	290,000	3,057,000
	うち8%対象(軽減)	0	0
	うちインボイス発行事業者	0	0
	うちインボイス発行事業者以外	0	0
	うち10%対象	0	2,997,000
	うちインボイス発行事業者	0	2,958,000
	うちインボイス発行事業者以外	0	39,000
	うち免税	0	0
	うち非課税	0	0
	うち不課税	290,000	60,000

11 資産を取得するための借入金の利子

農業用の建物などの資産を取得するための借入金の利子も必要経費になります。ただし、その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、その資産の取得価額に含めて、その年分の期間に対応する減価償却費を必要経費にしても差し支えありません。

12 果樹、牛馬等の育成費用の区分

農業の用に供する目的で飼育する乳牛、繁殖豚、果樹などについては、種類ごとに、家畜は1頭当たり、果樹は1単位当たり（樹齢別、所在地別等）により成熟の年齢又は樹齢になるまでの間の育成費用を計算します。

この金額は、必要経費から除いて累積し、減価償却費の基礎となる「取得価額」に算入することになります。

(注) 成熟の年齢又は樹齢とは、家畜は通常事業の用に供する年齢、果樹はおおむね果実等の生産について採算が合うようになったと認められる樹齢です。

ただし、この判定が困難な場合は、別途定められた年齢（樹齢）（20ページの生物の成熟の年齢（樹齢）表参照）でよいことになっています。

(1) 家畜の育成費用

未成育の牛馬などに要した育成費用については、種付料などの取得費と育成のための飼料費に限定しても差し支えありません。

(2) 果樹の育成費用

未成熟の果樹に要した育成費用については、種苗費などの取得費及び明らかに区分できる苗木の定植に要した労務費のほか、肥料費、農薬費に限定して差し支えありません。

なお、未成熟の果樹から生じた収入金額は、原則として収入金額に計上するのではなく、その未成熟の果樹の取得価額から差し引くこととなります。毎年継続して適用する場合には、差し引かずに収入金額に計上しても差し支えありません。

④ 減価償却費の計算

農業用の建物、施設、農機具、車両、備品及び生物などの資産（減価償却資産）を取得するために支払った費用（取得価額）は、その支払った金額がそのまま必要経費になるのではなく、これらの資産の種類、構造、用途などの別に、耐用年数を基として計算したその年分の期間に対応する減価償却費が必要経費になります。

13 減価償却の対象にならない資産

次のような資産は減価償却の対象にはなりません。

- ① 土地、借地権など
- ② 建設中の建物又は育成中の生物（牛、馬、果樹など）、販売の目的で保有する生物や機械など
- ③ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の少額な減価償却資産（14参照）
- ④ 一括償却資産の必要経費算入を選択した一括償却資産（15参照）

割賦買入れによる資産は、割賦金を完済するまで所有権が移転しない場合でも、実際に農業に使用していれば、使用開始の時から減価償却ができます。

14 少額な減価償却資産

減価償却資産（一定のリース資産を除きます。）で、取得価額が10万円未満のもの（令和4年4月1日以後に取得した減価償却資産で、貸付け（主要な業務として行われるもの）を除きます。）の用に供したもの（いわゆる少額な減価償却資産）については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

15 一括償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産（一定のリース資産、令和4年4月1日以後に取得したもので貸付け（主要な業務として行われるもの）を除きます。）の用に供したもの及び14の少額な減価償却資産を除きます。）については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。

16 修繕費と資本的支出の区分

農業の用に供している建物、施設、機具などの固定資産の修繕、改良などのために支出した金額のうち、①その固定資産の価値を高め、又はその使用期間を延長させることとなる部分に対応する金額は、資本的支出とされ減価償却費の計算を行うことになり、②その固定資産の通常の維持管理のため、又は災害等により被害を受けた固定資産についてその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となります。

17 減価償却費の計算方法

(1) **計算方法**……減価償却の計算方法には、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については定額法や定率法など、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については旧定額法や旧定率法などがありますが、これらの償却方法のうち、例えば、車両は定額法（旧定額法）、備品は定率法（旧定率法）というように、あらかじめ税務署へ届け出ている方法によって計算します。

なお、償却の方法を届け出ていない場合は、定額法（平成19年3月31日以前に取得したもの

は旧定額法)によって、計算することになります。

また、現に採用している償却の方法を変更しようとする場合には、その変更しようとする年の3月15日までに、その旨及び変更しようとする理由などを記載した申請書を納税地の所轄税務署に提出し、その承認を受けなければなりません。

(注) 1 生物(牛、馬、果樹など)については、平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法に限られます。

2 建物については、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法に限られます。

3 平成28年4月1日以後に取得した建物の附属設備及び構築物の減価償却の方法は、定額法に限られます。

定額法、定率法、旧定額法及び旧定率法の算式は、次のとおりです。

イ 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の計算方法

① 定額法

$$\frac{\text{償却の基礎になる金額}}{\text{(取得価額)}} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{定額法の償却率}} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{\text{(1月末満の端数は1月とします。)}} = \text{減価償却費}$$

12

○ 未償却残高が1円になるまで償却します。

② 定率法

i 債却の基礎になる金額
$$\left(\frac{\text{取得価額} - \text{前年末までの減価}}{\text{償却費の累積額}} \right) \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{定率法の償却率}} = \text{調整前償却額}$$

ii 取得価額 × 耐用年数に応ずる保証率 = 債却保証額

iii 「調整前償却額」 \geq 「債却保証額」の場合

その年中に事業に使用していた月数
$$\frac{\text{調整前償却額} \times \text{(1月末満の端数は1月とします。)}}{12} = \text{減価償却費}$$

「調整前償却額」 < 「債却保証額」の場合

その年中に事業に使用していた月数
$$\frac{\text{改定取得価額} \times \text{耐用年数に応ずる}}{\text{改定償却率}} \times \frac{\text{(1月末満の端数は1月とします。)}}{12} = \text{減価償却費}$$

○ 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産では、定率法の償却率等が異なります。
○ 「改定取得価額」とは、最初に調整前償却額が債却保証額に満たないこととなる年の1月1日における未償却残高をいいます。
○ 未償却残高が1円になるまで償却します。

ロ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の計算方法

① 旧定額法

$$\frac{\text{償却の基礎になる金額}}{\left(\frac{\text{取得価額から残存価額}}{\text{額を差し引いた金額}} \right)} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{旧定額法の償却率}} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{\text{(1月末満の端数は1月とします。)}} = \text{減価償却費}$$

12

○ 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額(生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額)に達するまで、上記算式で計算します。

○ 残存価額とは、資産が業務の目的に使えなくなった時に残る処分可能価値といえます。この残存価額は法令により定められた残存割合(取得価額に占める残存価額の割合、20ページ参照)により計算します。

② 旧定率法

$$\frac{\text{償却の基礎になる金額}}{\left(\frac{\text{取得} - \text{前年末までの減価}}{\text{価額} - \text{償却費の累積額}} \right)} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{旧定率法の償却率}} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{\frac{(1 \text{月未満の端数は} 1 \text{月とします。})}{12}} = \text{減価償却費}$$

- 減価償却費の累積額が取得価額の 95% 相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達するまで、上記算式で計算します。

③ 減価償却費の累積額が償却可能限度額に達した場合

各年分において前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の 95% 相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した場合には、その達した年分の翌年分以後 5 年間において、次の算式により計算した金額を減価償却費として償却を行い、未償却残高が 1 円になるまで償却します。

$$\frac{(\text{取得価額} - \frac{\text{取得価額の} 95\% \text{相当額}}{1 \text{円}}) \div 5 \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{\frac{(1 \text{月未満の端数は} 1 \text{月とします。})}{12}}}{= \text{減価償却費}}$$

生物については、

$$\frac{(\text{残存価額} - 1 \text{円}) \div 5 \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{\frac{(1 \text{月未満の端数は} 1 \text{月とします。})}{12}}}{= \text{減価償却費}}$$

となります。

(2) 取得価額……建物、農機具などの取得価額には、購入代金や建築費などのほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産を取得するために支払った費用やその資産を事業に使用するために支払った費用が含まれます。

なお、取得価額や、償却の基礎になる金額の計算に当たっては、次のような点に注意してください。

① 資本的支出がある場合……原則としてその支出した金額を一の減価償却資産の取得価額とします。

なお、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に資本的支出の金額を加えることができます。また、定率法（旧定率法）を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において、その資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残高と、その資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額を、その取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（ただし、その資本的支出を行った減価償却資産とその資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の償却率が異なる場合を除きます。）。

そのほか、同一年中に複数回行った資本的支出につき定率法（旧定率法）を採用している場合の特例もあります。

② 資産を取得するための借入金の利子がある場合……その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、取得価額に含めても、そのまま必要経費にしても差し支えありません（11 参照）。

③ 代替資産や買換資産などの場合……譲渡所得の計算の特例を受けた場合の代替資産、買換資産などや相続、遺贈又は贈与により取得した資産の取得価額については、従前の資産の取得価額や被相続人などの取得価額を引き継ぐなど特別の計算をする場合があります。

- (3) 耐用年数、償却率、改定償却率、保証率……耐用年数や償却率などは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」において定められています。これらについては、14ページ以降の「主な減価償却資産の耐用年数表」と「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。

18 減価償却費の計算の特例

- (1) 中古資産を取得した場合の耐用年数……法定の耐用年数そのままではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とすることができます。

取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。）を耐用年数とすることができます。

- ## ① 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times 0.2 = \text{耐用年数}$$

- ## ② 法定耐用年数の一部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8) = \text{耐用年数}$$

- (2) 業務の用に供していない資産を業務の用に供した場合（転用した場合）の減価償却費の計算

……業務の用に供していない減価償却資産を業務の用に供した場合の、その業務の用に供した後におけるその資産の減価償却費の計算に当たっては、業務の用に供しない資産として使用していた期間における「減価の額」の計算を一定の方法で行い、この「減価の額」をその資産の取得価額から控除した金額を、その業務の用に供した日におけるその資産の未償却残高とします。

国税庁ホームページ参照：タックスアンサー「新築家屋等を非業務用から業務用に転用した場合の減価償却」

- (3) 資産を譲渡した場合……年の中途中で譲渡した減価償却資産については、その譲渡の時における償却費の額を譲渡所得の金額の計算上差し引く取得費に含めないで、その年分の必要経費に算入しても差し支えありません。

(注) この場合、その年の減価償却費を差し引いた金額が譲渡所得の計算上収入金額から差し引かれることになります。

- (4) 資産の取壊しなどをした場合……減価償却資産で年の中途で取壊しや除却、滅失したものについても、その年の取壊しなどしたときまでの減価償却費の計算を省略することができます。

(注1) この場合、その年の減価償却費を差し引かないままの金額が取壊し損などとして必要経費に算入されることになります。

(注2)「27 一括償却資産」の適用を受けている場合には、その全部又は一部につき減失、除却等の事実が生じたときであっても、必要経費に算入する金額は、「27 一括償却資産」の規定に従い計算した金額となります。

⑤ 事業用固定資産の損失の計算

農業用倉庫、ビニールハウス、コンバインなどの農業用の資産（減価償却資産）などを取り壊したり、これらが災害により滅失した場合には、それによって生じた損失額はその年分の必要経費になります。また、その取壊し費用などの付随費用も必要経費になります。

なお、農業用建物等の被災に関して受け取った共済金がある場合には、損失額を計算する際に差し引きますが、農産物に係る共済金については、収入金額に計上することになります（5の②参照）。

必要経費になる金額は、次のような算式で計算します (18(4)参照)。

建物などの取得価額、 繰延資産の支出額	取壊しなどの日までの建物	廃材の処分 可能価額
	などの減価償却費の累積額、 繰延資産の償却費の累積額	
+ 取壊し費用 などの付随費用	保険金や損害賠償金など で補てんされる金額	= 必要経費

⑥ 収支内訳書の作成

以上のような整理や計算などの諸手続が終わったら、帳簿や棚卸表などに基づいて収支内訳書を作成します。

なお、作成に当たっては、「収支内訳書（農業所得用）の書き方」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）を参照してください。

また、スマホやパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、画面の案内に沿って金額等を入力することで、収支内訳書が自動計算で作成できます。

⑦ 消費税等の経理処理

19 収入金額及び必要経費の処理

(1) 税込経理方式

消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理を税込経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいいます。）によっている場合は、消費税等相当額を含めた金額が収入金額又は必要経費になります。

(2) 税抜経理方式

税抜経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）によっている場合は、原則として消費税等相当額を除いた金額が収入金額又は必要経費になります。この場合、消費税等相当額は仮受消費税等又は仮払消費税等として記載します。

（注） 棚卸資産の棚卸高の計算（1、2、3及び4参照）や減価償却費の計算（17参照）に当たっても、税込経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を含め、税抜経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を除いて計算します。

なお、消費税の免税事業者については、消費税等相当額を含めた金額が必要経費になります（棚卸資産の棚卸高の計算や減価償却費の計算に当たっても、消費税等相当額を含めて計算します。）。

また、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）以外の者からの仕入れ（経費）についても、原則として消費税等相当額を含めた金額が必要経費になります（棚卸資産の棚卸高の計算や減価償却費の計算に当たっても、消費税等相当額を含めて計算します。）。

20 消費税等の納付税額及び還付税額の処理

(1) 税込経理方式

消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合の消費税等の納付税額は、消費税等の申告時に必要経費（租税公課）とするのが原則ですが、未払金に計上してその年分の必要経費（租税公課）にしても差し支えありません（9の記載例参照）。

また、消費税等の還付税額が生じた場合には、その還付税額は、還付を受ける時の収入金額（雑収入）にするのが原則ですが、未収入金に計上してその年分の収入金額（雑収入）にしても差し支えありません。

(2) 税抜経理方式

税抜経理方式による場合には、仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額が納付すべき税額又は還付を受ける税額となるため、原則として、所得税の課税所得金額には影響がありません。

なお、仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額と実際に納付すべき税額又は還付を受ける税額とに差額が生じた場合には、その差額については、その課税期間（終了時）を含む年の総収入金額又は必要経費に算入することとなります。

（注） 消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税抜経理方式によっている場合において、課税仕入れに係る消費税額のうち消費税の税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがあるときは、税務署にお尋ねください。

○ 高額特定資産を取得した場合等の特例について

課税事業者が、簡易課税制度又は2割特例^{※1}の適用を受けない課税期間中に高額特定資産^{※2}の仕入れ等を行った場合等には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は納税義務が免除されません。また、簡易課税制度選択届出書の提出についても、一定期間制限されます。

※1 「2割特例」とは、適格請求書保存方式（インボイス制度）を機に免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）となつた方について、課税売上げに係る消費税額の2割を消費税の納付税額とする経過措置を言います。

2 「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法の改正のお知らせ（平成28年4月）（平成28年11月改訂）」、「消費税法改正のお知らせ（令和2年4月）」及び「消費税法等改正のお知らせ（令和6年4月）」をご覧ください。

○ 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であつて高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産^{※3}に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とはなりません（以下「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」といいます。）。

この制限は、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については適用されません。

※ 「調整対象自己建設高額資産」とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となつたものをいいます。

また、この居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の適用を受けた居住用賃貸建物について、一定期間内に課税賃貸用（非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用）に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合には、控除する仕入税額につき所要の調整を行います。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法の改正のお知らせ（令和2年4月）」をご覧ください。

○ 農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入率について

簡易課税制度における「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分は、第二種事業（みなし仕入率80%）に該当します。

⑧ 不動産所得に係る損益通算の特例等

不動産所得の赤字の金額については、原則として、他の各種所得の黒字の金額から差し引くこと（損益通算）ができますが、不動産所得の赤字の金額がある場合において、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうちに不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額と不動産所得の赤字の金額とのうち、いずれか少ない方の金額（同額の場合は、その金額）に相当する金額は生じなかつたものとみなされ、損益通算の対象とはなりません。

（注）不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等をその土地等の上に建築された建物（その附属設備及び構築物を含みます。）とともに取得した場合（これらの資産を一の契約により同一の者から譲り受けた場合に限ります。）において、これらの資産を取得するために要した負債の額がこれらの資産ごとに区分されていないことその他の事情によりこれらの資産の別にその負債の額を区分することが困難であるときは、これらの資産を取得するために要した負債の額がまずその建物の取得の対価の額に充てられ、次にその土地等の取得の対価の額に充てられたものとして、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する金額を計算することができます。

また、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、その国外不動産所得の損失の金額に相当する金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかつたものとみなされ、損益通算等の対象とはなりません。

9 帳簿・書類の保存

決算が終わった帳簿や棚卸表、納品書、請求書、領収書などの書類は、住所地か居所地、事務所・事業所（これらに準ずるものを含みます。）の所在地に、保存しておかなければなりません。

なお、帳簿・書類の保存期間は下表のとおりとなっています。

また、書類は、収入、経費などの取引の種類別に、かつ、日付順に整理して編てつするように心掛けてください。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

（注） 保存期間は、帳簿についてはその年の翌年3月15日の翌日から7年間（又は5年間）、書類についてはその作成又は受領日の属する年の翌年3月15日の翌日から5年間となります。

消費税の課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、区分経理に対応した帳簿及び適格請求書（インボイス）等の保存が必要です。

なお、消費税の課税事業者が仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等や、インボイス発行事業者として交付した適格請求書の写し及び提供した電磁的記録については、上記に関わらず7年間保存する必要があります。

また、適格請求書保存方式開始から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

詳しくは、21ページ以降「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式について」を参照してください。

記帳のしかたが分からぬ方へ

税務署では、新しく事業を始められた方や記帳のしかたが分からぬといった方で、記帳方法の指導を希望される方に対して、会計ソフトを利用した記帳指導などを無料で行っています。

記帳指導を希望される方には、記帳指導を実施する指導機関をご案内いたします。

記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署にお尋ねください。

電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な帳簿や書類を、電子データで保存することに関する制度です。

○ 電子帳簿等保存

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿（仕訳帳等）及び国税関係書類（請求書・決算書等）については、一定の要件の下で、電子データのまま保存を行うことができます。

○ スキヤナ保存

決算書等を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類 자체を保存する代わりに、一定の要件の下で、スマホやスキヤナで読み取った電子データを保存することができます。

○ 電子取引データ保存

所得税及び法人税に係る保存義務者は、領収書・請求書等を電子データでやりとりした場合、一定の要件の下で、その電子データを保存しなければなりません。

★ 「優良な電子帳簿」の導入もご検討ください

一定の帳簿について「優良な電子帳簿」の要件を満たして保存している場合は、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減されます（あらかじめ届出書の提出が必要です。）。

あわせて青色申告特別控除65万円を適用できるため、詳しくは26ページをご覧ください。



電子帳簿等保存制度特設サイト

◎ 主な減価償却資産の耐用年数表

建 物

構造・用途	細 目	耐用年数	構造・用途	細 目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの 工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	24 22 17 15	金属造のもの	事務所用のもの 骨格材の肉厚が、 ① 4mm を超えるもの ② 3mm を超え、4mm 以下のもの ③ 3mm 以下のもの 店舗用・住宅用のもの	38 30 22
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの 工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	22 20 15 14		骨格材の肉厚が、 ① 4mm を超えるもの ② 3mm を超え、4mm 以下のもの ③ 3mm 以下のもの 車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの	34 27 19
鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの 住宅用のもの 店舗用のもの 車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの 工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	50 47 39 38 38		骨格材の肉厚が、 ① 4mm を超えるもの ② 3mm を超え、4mm 以下のもの ③ 3mm 以下のもの 工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	31 25 19
れんが造・石造・ブロック造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの 工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	41 38 34 34		骨格材の肉厚が、 ① 4mm を超えるもの ② 3mm を超え、4mm 以下のもの ③ 3mm 以下のもの 簡易建物	31 24 17
			木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの		10 7

建物附属設備

構造・用途	細 目	耐用年数	構造・用途	細 目	耐用年数
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15	アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15 8
給排水・衛生設備、ガス設備		15	店用簡易装		3

構造・用途	細　　目	耐用年数	構造・用途	細　　目	耐用年数
冷房・暖房 ・通風・ボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの） その他もの	年 13 15	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	年 3 15
消火・排煙 ・災害報知 設備、格納式避難設備		8	前掲のもの以外のもの、前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	18 10

構　築　物

構造・用途	細　　目	耐用年数	構造・用途	細　　目	耐用年数
農林業用のもの	<p>主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの</p> <p>果樹棚又はホップ棚</p> <p>その他のもの</p> <p>【例示】頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用配管、農用井戸、貯水そう、肥料だめ、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜなど</p> <p>主として金属造のもの</p> <p>【例示】斜降索道設備、農用井戸、かん水用又は散水用配管など</p> <p>主として木造のもの</p> <p>【例示】果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、稻架、牧さく（電気牧さくを含む。）など</p> <p>土管を主としたもの</p> <p>【例示】暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など</p> <p>その他のもの</p> <p>【例示】薬剤散布用又はかんがい用塩化ビニール配管など</p>	年 14 17 14 14 5 10 8	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	塔、やぐら、上水道、水そう、用水用ダム サイロ 下水道、煙突、焼却炉 飼育場、へい	年 50 35 35 30
			コンクリート造・コンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	やぐら、用水池 サイロ 上水道、水そう 下水道、飼育場、へい	40 34 30 15
			れんが造のもの（前掲のものを除く。）	煙突、煙道、焼却炉、へい（一般用）	25
			石造のもの（前掲のものを除く。）	上水道、用水池 下水道、へい	50 35
			土造のもの（前掲のものを除く。）	上水道、用水池 下水道 へい	30 15 20

構造・用途	細　　目	耐用年数	構造・用途	細　　目	耐用年数
金属造のもの（前掲のものを除く。）	サイロ	年 22	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）		年 10
	送配管				
	鋳鉄製のもの	30	木造のもの（前掲のものを除く。）	トンネル、水そう、引湯管、へい 飼育場	10 7
	鋼鉄製のもの	15			
	水そう、油そう	25	前掲以外のもの	主として木造のもの その他のもの	15 50
	鋳鉄製のもの	15			
	鋼鉄製のもの	10			
飼育場	飼育場	15	前掲以外のもの	主として木造のもの その他のもの	15 50
	煙突、焼却炉、へい、街路灯				

車両・運搬具

構造・用途	細　　目	耐用年数	構造・用途	細　　目	耐用年数
一般用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を除く。）	年 4	一般用のもの	2輪・3輪自動車	年 3
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）			自転車	
	貨物自動車	4		その他のもの	2
	ダンプ式のもの			自走能力を有するもの	
	その他のもの	5		その他のもの	7
	その他のもの				

工　　具

構造・用途	細　　目	耐用年数	構造・用途	細　　目	耐用年数
測定工具、 検査工具 (電気・電子を利用するものを含む。)		年 5	切削工具	白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	年 2 13 8 4
治具、取付工具		3			

器具・備品

構造・用途	細目	耐用年数	構造・用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガスマシン、家庭用品	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの	年 15	時計、試験機器、測定機器	時計	年 10
	その他のもの			度量衡器	5
	応接セット	8		試験、測定機器	5
	陳列だな、陳列ケース	8	看板、広告器具	看板、ネオンサイン、気球 マネキン人形、模型	3 2
	冷凍機付・冷蔵機付のもの	6		その他のもの	
	その他のもの	8		主として金属製のもの	10
	その他の家具			その他のもの	5
	主として金属製のもの	15	容器、金庫	ポンベ	
	その他のもの	8		溶接製のもの	6
	冷房用・暖房用機器	6		鍛造製のもの	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機	6		塩素用のもの	8
	室内装飾品			その他のもの	10
	主として金属製のもの	15		ドラムかん、コンテナーその他の容器	
	その他のもの	8		大型コンテナー（長さが6m以上のものに限る。）	7
	その他のもの			その他のもの	
	主として金属製のもの	15		金属製のもの	3
	その他のもの	8		その他のもの	2
事務機器、通信機器	電子計算機 パソコン用コンピュータ（サーバー用のものを除く。）	4	金庫	手さげ金庫	5
	その他のもの			その他のもの	20
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5		シート、ロープ	2
	その他の事務機器	5		自動販売機（手動のものを含む。）	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5		焼却炉	5
	インターホーン	6	前掲のものの以外のもの	その他のもの	
	電話設備その他の通信機器			主として金属製のもの	10
	デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備	6		その他のもの	5
	その他のもの	10			

機械・装置

設備の種類	細目	耐用年数	設備の種類	細目	耐用年数
農業用設備		年 7	林業用設備		年 5

生 物

種類	細目	耐用年数	種類	細目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛 乳用牛 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	年 6 4 4 6	び わ 樹		年 30
			く り 樹		25
			梅 樹		25
			柿 樹		36
			あんず樹		25
			すもも樹		16
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。） 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。） 競走用 その他用	6 6 4 8	いちじく樹		11
			キウイフルーツ樹		22
			ブルーベリー樹		25
			パインアップル		3
			茶 樹		34
豚		3	オリーブ樹		25
綿羊及び やぎ	種付用 その他用	4 6	つばき樹		25
			桑 樹	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	18 9
かんきつ樹	温州みかん その他	28 30	こりやなぎ		10
りんご樹	わい化りんご その他	20 29	みつまた		5
			こ う ぞ		9
ぶどう樹	温室ぶどう その他	12 15	も う 宗 竹		20
			アスパラガス		11
梨 樹		26	ラ ミ 一		8
桃 樹		15	ま お ら ん		10
桜 桃 樹		21	ホ ッ プ		9

この表にないものは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『減価償却のあらまし』」をご覧ください。

◎ 減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表

耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日以後取得
	旧定額法 償却率	定額法 償却率
2	0.500	0.500
3	0.333	0.334
4	0.250	0.250
5	0.200	0.200
6	0.166	0.167
7	0.142	0.143
8	0.125	0.125
9	0.111	0.112
10	0.100	0.100
11	0.090	0.091
12	0.083	0.084
13	0.076	0.077
14	0.071	0.072
15	0.066	0.067
16	0.062	0.063
17	0.058	0.059
18	0.055	0.056
19	0.052	0.053
20	0.050	0.050
21	0.048	0.048
22	0.046	0.046
23	0.044	0.044
24	0.042	0.042
25	0.040	0.040
26	0.039	0.039
27	0.037	0.038
28	0.036	0.036
29	0.035	0.035
30	0.034	0.034
31	0.033	0.033
32	0.032	0.032
33	0.031	0.031
34	0.030	0.030
35	0.029	0.029
36	0.028	0.028
37	0.027	0.028
38	0.027	0.027
39	0.026	0.026
40	0.025	0.025
41	0.025	0.025
42	0.024	0.024
43	0.024	0.024
44	0.023	0.023
45	0.023	0.023
46	0.022	0.022
47	0.022	0.022
48	0.021	0.021
49	0.021	0.021
50	0.020	0.020

2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用年数	平成19年3月31日以前取得	平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
		250%定率法			200%定率法		
	旧定率法 償却率	償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
2	0.684	1.000	—	—	1.000	—	—
3	0.536	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089
4	0.438	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
5	0.369	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
6	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911
7	0.280	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680
8	0.250	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909
9	0.226	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126
10	0.206	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552
11	0.189	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.175	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.162	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.152	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.142	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
16	0.134	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294
17	0.127	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038
18	0.120	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884
19	0.114	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693
20	0.109	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486
21	0.104	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335
22	0.099	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182
23	0.095	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052
24	0.092	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969
25	0.088	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841
26	0.085	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716
27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
28	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463
30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366
31	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286
32	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216
33	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
36	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974
37	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950
38	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882
39	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860
40	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
41	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
42	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
43	0.052	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
44	0.051	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664
45	0.050	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
46	0.049	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
47	0.048	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532
48	0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499
49	0.046	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475
50	0.045	0.050	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440

この表にないものは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『減価償却のあらまし』」をご覧ください。

◎ 減価償却資産の残存割合表

(平成19年4月1日以後に取得した資産には適用しません。)

種類	細目	残存割合
建物、農機具、車両など有形減価償却資産		% 10
生 物	牛 繁殖用の乳用牛、種付用の役肉用牛 種付用の乳用牛 その他用のもの	20 10 50
	馬 繁殖用、競走用のもの 種付用のもの その他用のもの	20 10 30
	豚	30
	綿羊、やぎ	5
	果樹その他の植物	5
※牛と馬の残存価額について、取得価額×残存割合の金額が10万円以上となる場合は、10万円とします。		

◎ 生物の成熟の年齢（樹齢）表

種類	細目	成熟の年齢 又は樹齢	種類	細目	成熟の年齢 又は樹齢
牛		満2歳			
馬	農業使役用 小運搬使役用 繁殖用 種付用 競走用 その他の用	満2歳 満4歳 満3歳 満4歳 満2歳 満2歳	びわ樹 くり樹 梅樹 柿樹 あんず樹 すもも樹 いちじく樹 茶樹 オリーブ樹		満8年 満8年 満7年 満10年 満7年 満7年 満5年 満8年 満8年
豚	種付用 繁殖用	満2歳 満1歳	桑樹	根刈り、中刈り、 高刈り 立て通し	満3年 満7年
綿羊		満2歳			
かんきつ樹 りんご樹 ぶどう樹 梨樹 桃樹 桜桃樹		満15年 満10年 満6年 満8年 満5年 満8年	こりやなぎ みつまた こうぞ ラミー ホッブ		満3年 満4年 満3年 満3年 満3年 満3年

◎ 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式について

1 消費税等の税率

軽減税率 8 % (消費税率 6.24% , 地方消費税率 1.76%)

標準税率 10% (消費税率 7.8% , 地方消費税率 2.2%)

※ 地方消費税率は、消費税の 22/78 です。

2 軽減税率 (8%) の対象

軽減税率の対象は、次の①及び②の譲渡です。

① 飲食料品 (酒類及び外食を除きます。)

② 週 2 回以上発行される新聞で定期購読契約により販売するもの

3 区分経理

軽減税率の対象となる売上げや仕入れ (経費) がある課税事業者の方は、日々の経理において売上げや仕入れ (経費) について、税率 (軽減税率 (8%)・標準税率 (10%)) ごとに分けて、記帳するなどの経理 (区分経理) を行うことが必要です。

なお、適格請求書発行事業者 (インボイス発行事業者) からの仕入れ (経費) とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ (経費) を区分して記帳することも必要です。

4 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)

令和 5 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式 (インボイス制度) が開始されています。インボイス制度の下では、原則として、一定の事項を記載した「帳簿」、税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者 (インボイス発行事業者)」が交付する「適格請求書 (インボイス)」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

したがって、インボイスの交付を受けることができないインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ (経費) については、原則として、仕入税額控除の適用を受けることができません。

なお、インボイス発行事業者の登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要であり、インボイス発行事業者の登録を受けると、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合であっても消費税等の申告が必要となります。

※ インボイス制度開始から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合 (令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までは 80%、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは 50%) を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

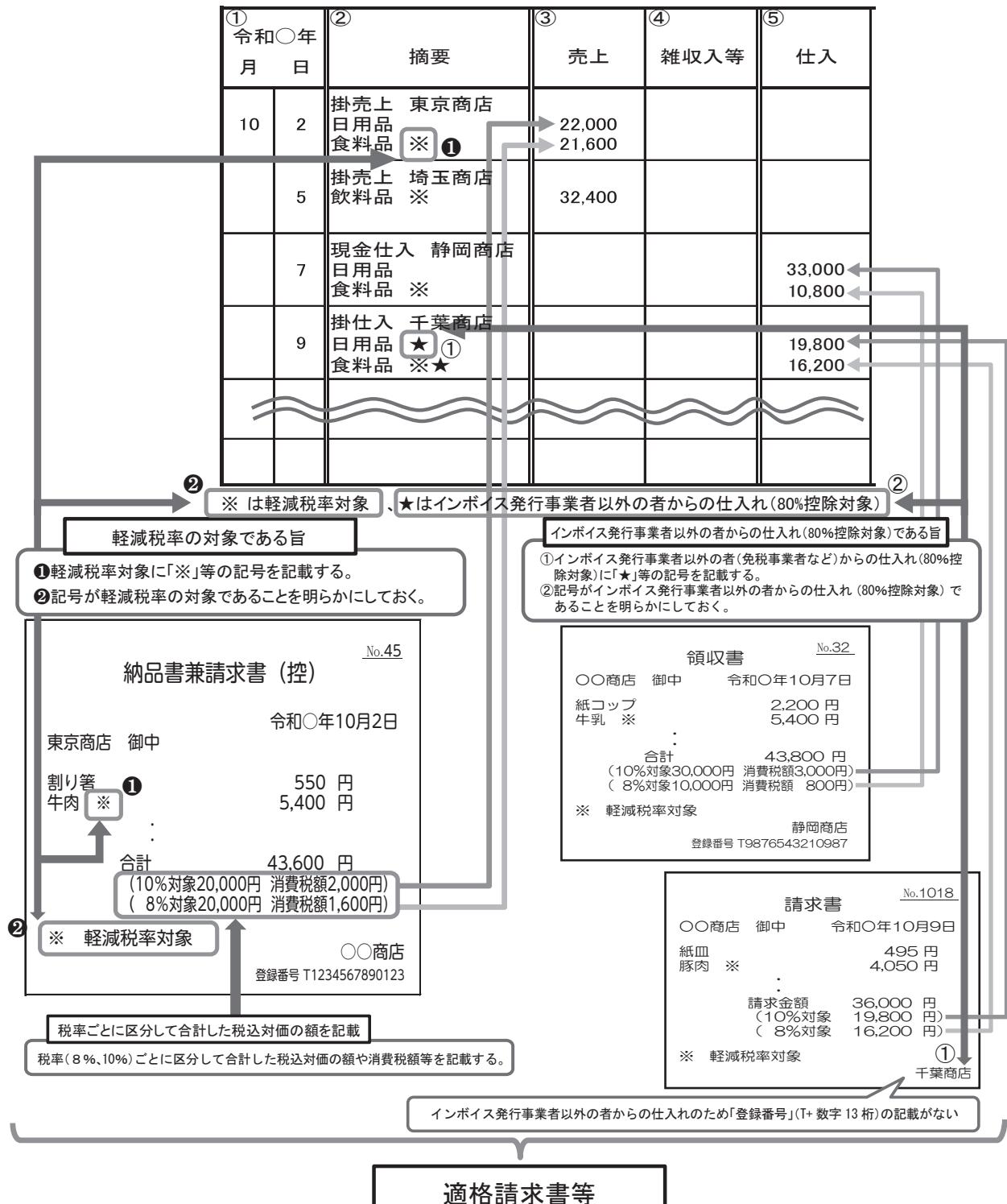
5 区分経理の方法等について

上記 3 のとおり、軽減税率の対象となる売上げや仕入れ (経費) がある場合は、税率ごとに区分して記帳するなどの経理 (区分経理) を行う必要があります。具体的には、次の記載例のとおり、その「摘要」欄等に「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外等には「※は軽減税率対象」と記載するなどの方法があります。

なお、帳簿へは各取引に係る請求書等において税率ごとに区分されている合計額 (税込み) を転記します。

また、インボイス発行事業者からの仕入れ (経費) とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ (経費) を区分して記帳する必要があります。

【記載例】



(注) インボイス制度の下では、原則として、インボイスの保存がなければ仕入税額控除の適用を受けることはできません。なお、インボイス発行事業者以外の者(免税事業者等)からの課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された書類等を保存し、帳簿に【記載例】のように「80%控除対象」などを記載することで仕入税額相当額を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

(参考) 区分記載請求書等及びインボイスの記載事項

区分記載請求書等	インボイス
① 請求書発行者の氏名又は名称	① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
⑤ 請求書受領者の氏名又は名称	⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

6 消費税等の申告

課税事業者の方は、消費税等の申告を行うに当たり、税率ごとに区分した「課税取引金額計算表」等を作成します。「課税取引金額計算表」等は、区分経理された「帳簿」等から作成することとなります。

なお、「収支内訳書」では、売上（収入）金額や経費が税率ごとに区分されていないため、「課税取引金額計算表」等が作成できませんので、注意が必要です。

また、スマホやパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成する場合、事前に「課税取引金額計算表」（簡易課税制度や2割特例の適用がある方は「課税取引金額計算表」の「売上（収入）金額（雑収入を含む。）」の部分）を記載して準備しておくと、入力がスムーズです。

※ 令和7年分の「確定申告書等作成コーナー」は、令和8年1月公開予定です。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関するお問合せ先

○ 税務相談チャットボット（インボイス制度）

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI（人工知能）を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。
上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。
※ チャットボット（消費税確定申告・インボイス制度）は、メンテナンスのため令和8年1月中は休止しています（令和8年2月上旬運用開始予定）。



○ インボイスセンター（インボイス制度電話相談センター）

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00～17:00（土日祝日及び年末年始を除く。）

インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

※ 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）を希望される方は、所轄の税務署への電話（音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により、面接日時等をご予約いただくようお願いします。

7 消費税の申告に当たって

消費税の申告書の作成に当たり、税率ごとに区分して記帳した帳簿等から「課税取引金額計算表」を作成します。

※ 「課税取引金額計算表」の様式は、国税庁ホームページから入手することができます。

帳簿等から、次のとおり科目ごとの金額を「課税取引金額計算表」に記載します。

- ・①に帳簿等から決算額、課税取引金額等の年間の合計金額を記載します。
 - ・8%（軽減税率）と10%（標準税率）に各金額を区分し、8%分については②に、10%分については③に、それぞれ科目ごとに金額を記載します。
 - ・インボイス制度の下では、仕入れ（経費）について、8%（軽減税率）と10%（標準税率）の各金額をインボイス発行事業者からの仕入れ（経費）とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（経費）に区分して、それぞれ科目ごとに金額を記載します。
 - ・作成した課税取引金額計算表を基にして、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと消費税の確定申告書が自動計算で作成できます。

課税取引金額計算表

(農業所得用)

太枠の箇所は課税売上高計算表及び課税仕入高計算表へ転記します

科目		決算額	Aのうち課税取引にならないもの(※1)	課税取引金額(A-B)	うち軽減税率6.24%適用分	うち標準税率7.8%適用分	(農業所得用)	
収入	販売金額	A	B	C	D	E	F	G
家事消費金額	①							
事業消費金額	②							
雑収入	③							
未成熟果樹収入								
小計	④							
農作物の期首	⑤							
棚卸高期末	⑥							
計	⑦							

科目		決算額	Aのうち B	課税取引金額 (A-B)	うち軽 課税仕入高	2 適用分	うち標準 課税仕入高	3 適用分
経費		A	にな 1)	C	D	E	F	G
租税公課	⑧							
種苗費	⑨							
畜産費	⑩							
肥料費	⑪							
飼料費	⑫							
農具費	⑬							
農薬・衛生費	⑭							
諸材料費	⑮							
修繕費	⑯							
動力光熱費	⑰							
作業用衣料費	⑱							
農業共済掛金	⑲							
減価償却費	⑳							
荷造運賃手数料	㉑							
雇人費	㉒							
利子割引料	㉓							
地代・賃借料	㉔							
土地改良費	㉕							
貸倒金	㉖							
	㉗							
	㉘							
	㉙							
雜費	㉚							
小計	㉛							
畜産物以外の期首	㉕							
棚卸高期末	㉖							
経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	㉗							
計	㉘							
差引金額	㉙							

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

また、経費に特定税仕入に係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。

※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

事業所得や不動産所得等のある方には

帳簿の記帳・保存義務

があります！

- ✓ 個人で事業や不動産貸付け等を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も含みます。）は、**記帳と帳簿書類の保存義務**があります。
- ✓ 請求書や領収書などに相当する電子データをやりとりした場合には、原則、その**電子データを一定の要件の下で保存**する必要があります。
- ✓ 売上げに関する帳簿を保存していなかったことや、帳簿の売上げについての記載が不十分なことが税務調査において把握された場合は、**加算税が重くなることがあります**。

記帳・帳簿等保存制度

会計ソフトを利用すると日々の取引内容の入力だけで簡単に記帳ができ便利です！

記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

なお、消費税の課税事業者となる方は、軽減税率の対象となる売上げ・仕入れがある場合、税率ごとに区分して帳簿に記載する必要があります。また、仕入れについては、適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）からのものか否かの区分も必要となります。

帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を下表のとおり保存する必要があります。

▼ 青色申告の場合

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類	7年
	現金預金取引等 関係書類	7年 [※]
	その他の書類	5年

※ 前々年分の事業所得及び不動産所得の金額が300万円以下の方は5年間となります。

▼ 白色申告の場合

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

▷ 令和4年以降、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円超の方は、その業務に係る現金預金取引等関係書類を5年間保存する必要があります。

ご注意 消費税の課税事業者が仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等や、インボイス発行事業者として交付した適格請求書の写し及び提供した電磁的記録については、上記に関わらず**7年間**保存する必要があります。

青色申告制度

詳しくは「はじめてみませんか？青色申告」をご覧ください！



青色申告とは

「青色申告」は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面で様々な特典を受けることができる制度です。

※ 青色申告をするには、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

青色申告の主な特典

① 青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方については、所得金額から一定の金額（最高 65 万円、55 万円又は 10 万円）を控除することができます。

※ 65 万円の控除の適用を受けるためには、55 万円の控除の要件に加え、e-Tax による申告（電子申告）又は優良な電子帳簿保存を行うことが必要です。

② 青色事業専従者給与の必要経費算入

事業主と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、届出書に記載した範囲内で支給した給与の額のうち、仕事の内容や従事の程度等に照らして相当な金額として認められるものを必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に提出する必要があります。

③ 純損失の繰越しと繰戻し

純損失の繰越し | 事業から生じた純損失の金額を、翌年以後 3 年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます。

純損失の繰戻し | 前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けることができます。

※ 特定非常災害により損失が生じた場合は、一定の純損失の金額の繰越期間が 5 年になります。

もっと詳しく知りたい方へ

国税庁ホームページ内の各種サイト等もご覧ください！

電子帳簿保存法

税法上、保存が必要な帳簿書類を、紙ではなく、電子データで保存することに関する制度です。

詳しくは、「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。



帳簿の提出がない場合等の加重措置

帳簿の保存義務がある方が、売上げに関する帳簿を作成・保存していない場合などに、加重税が重くなることがありますので、ご留意ください。

詳しくは、「加重措置に関する Q&A」をご覧ください。



自宅からスマホやパソコンで e-Tax !

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・送信ができます。

詳しくは、「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。



記帳のしかたが分からぬ方へ

税務署では、記帳に関する指導を希望される方などに対して、記帳指導などを行っているほか、YouTube の国税庁動画チャンネルにおいても、記帳の方法の説明を掲載しておりますので、ぜひご活用ください。



令和6年4月

◎ 青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険について

収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。



(1) 対象者

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

※ 保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体です。

※ 簡易な加工品（精米、もち等）は含まれます。
※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。

※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補てんの仕組み

（注）5年の青色申告実績がある者の場合

保険期間の収入が基準収入の9割（5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

(4) 納めていただく掛金

補てん方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、それぞれのタイプごとの掛金等は下の表のとおりです。

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料（事務費）	2.2万円	付加保険料（事務費）	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

※ 保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

※ 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料（事務費）には50%以内の国庫補助があります。

※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.498%（新規加入で、補償限度80%を選択した場合。50%の国庫補助後）で自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、保険料率が変動します。

※ 積立金は自身のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。

※ インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料（事務費）が割引となります。

インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合

新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

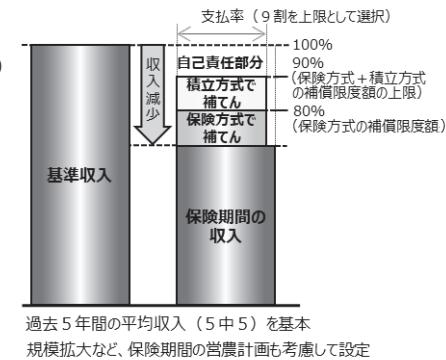
※ インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

★ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

【お問合せ先】

- 最寄りの農業共済組合、全国農業共済組合連合会（TEL：03-6265-4800）
- 農林水産省経営局保険課（TEL：03-6744-7148）

**左のほか
「保険方式補償充実タイプ」
も選択可能**
保険方式のみで、従来からある積立方式を併用するタイプと変わらず、最大補償である9割の補償限度額を選択することが可能。





優良な電子帳簿のススメ！



国税庁担当者

そういうえば最近よく「優良な電子帳簿」っていう言葉を見かけるな。
あれってなんだろう??



経理担当者

ご興味がおありますか??それでは私が説明いたします!!

そもそも 電子帳簿等保存ってなに??



税法上保存が必要な「帳簿」「書類」をパソコン等で作成している場合、

- ① システムの説明書やディスプレイ等を備え付けていること
- ② 税務職員からのデータの「ダウンロードの求め」に応じること

を満たせば、プリントアウトすることなく、電子データのまま保存する
ことができるというものです。



いちいち「帳簿」や「書類」を印刷してファイル
ングしなくてもいいんですね。



じゃあ 優良な電子帳簿ってなに??

税法上保存が必要な「帳簿」につき、上の①②に加え、

- ③ 訂正・削除・追加の履歴が残ること
- ④ 帳簿の相互関連性があること
- ⑤ 取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能があること

を満たすものは優良な電子帳簿として、その帳簿に関連する過少申告があっても、
過少申告加算税の割合が原則10%から5%に軽減されるというものです。

うっかり入力誤りなどがあっても、加算税の負担が軽くなりますね。



そうですね。
そのほか、内部統制や対外的な信頼性の観点からも優れています。
ただし、以下の点にご注意ください。



この措置の適用を受けるためには、

- あらかじめ（法定申告期限までに）届出書を提出していること
- その課税期間の最初から優良な電子帳簿として備付け・保存を行っていること

が必要となります。

➡ 裏面へ続く



すべての帳簿について、要件を満たす必要があるのでしょうか？



いいえ、一定の帳簿に限定されています。

● 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の5%軽減措置の対象となる帳簿の範囲

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿

「③その他必要な帳簿」の具体例（※）

売上帳、仕入帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿、固定資産台帳、繰延資産台帳、賃金台帳（所得税のみ）、有価証券受払い簿（法人税のみ）

※ 所得税・法人税の場合の具体例です。消費税については、消費税法に規定する一定の帳簿が対象となります。

「③その他必要な帳簿」とは、具体例で示されているものすべてを作成しなければならないのですか？



いいえ。ご自身が作成されている帳簿のうち、上記の具体例に該当するものについて、要件を満たしていただければ大丈夫です。



なるほど。うちの会社は手形を扱っていないので、「受取手形記入帳」や「支払手形記入帳」は作らなくていい、ということですね。



そのとおりです。
国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」では、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税軽減措置の判定チェックシートやQ&Aなどを掲載していますので、ご覧ください！

～これから会計ソフトを導入する方へ～

これから会計ソフトを導入しようと思うけど、どの会計ソフトが優良な電子帳簿の要件を満たしているんだろう？



公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA（ジーマ））の認証を受けた会計ソフトは、優良な電子帳簿の機能要件を満たしており、そのパッケージや説明書に、「JIIMA認証マーク」がついています。ご購入の際に参考にされるといいですよ！

認証を受けた会計ソフトの一覧は、JIIMAのホームページに掲載されていますので、是非ご活用ください。

※ 認証ソフトが、ご自身が作成している帳簿に対応しているかについても、別途ご確認ください。
なお、優良な電子帳簿となるためには、機能要件のほか、システムの説明書やディスプレイの備付け等の要件も満たす必要があることにご留意ください。



JIIMA認証マークの一例

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」に掲載しています。

こちらから特設
サイトにアクセス
できます



国税庁
(法人番号7000012050002)

令和6年9月

書かない 確定申告

マイナンバーカードで 自宅からe-Tax

メリット たくさん♪

自宅から
申告可能



24時間
利用可能



受信通知から
いつでも内容確認



添付書類
提出不要



早期還付
(3週間程度で還付)



※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

すでに
約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

✓ 確定申告書等作成コーナー
なら金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成！

✓ マイナポータル連携で
給与、ふるさと納税、医療費等が
自動入力できる！

※ご利用には事前準備が必要です



スマホでも
できちゃう♪



作成コーナー



マイナポータル連携
の詳細はこちら



国税庁 法人番号7000012050002

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

e-Taxに必要なもの

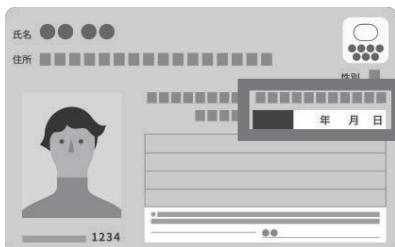


- ✓ マイナンバーカード ※1
- ✓ マイナンバーカード読み取対応のスマホ ※2 (又はICカードリーダライタ)
- ✓ マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)
 - ② 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)

パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



※1 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください



有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、
「デジタル庁公式note」をご確認ください。



※2 スマートフォンのマイナンバーカードの利用で認証時も手間いらず！

- マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、
申告書がe-Taxで送信できます！
- 利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマホの
生体認証機能を利用できます！
(機種によって異なります)

令和7年分確定申告から、
iPhoneにも対応します！

スマートフォンのマイナンバーカード
の詳細はこちら



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画でご案内



▶ チャットボット「ふたば」

ご質問したいことを入力するか、
メニューから選択いただくと、
税務職員ふたばが自動で回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

